住所変更（異動）の手続きについて

入学・就職・転勤などによる引越しで、住所を変更される方は、「正確な住所の届出」が必要です。

住所変更は、国民健康保険や国民年金の資格確認、選挙人名簿への登録など重要な手続きになりますので、忘れずにお手続きを済ませましょう。なお、転出はマイナンバーカードがあればオンラインでも手続き可能です。

住所の異動届（転出届、転入届、転居届など）の手続方法

1. 他市区町村への転出・転入

<オンラインで届出の場合（マイナンバーカードをお持ちの方）>

引越し前に「マイナポータル」を通じてオンラインで転出届を提出することで、窓口に行く必要はありません。

引越し後14日以内に転入先の市区町村窓口で、マイナンバーカードを提示のうえ、転入届を提出してください。

マイナポータル

<窓口で届出の場合>

引越し前に窓口で転出届を提出し、転出証明書を受け取ります。

引越し後14日以内に転入先の市区町村窓口で、転出証明書を添えて転入届を提出してください。

※転出・転入届出時は本人確認書類が必要です。マイナンバーカードをお持ちの方は最新の住所を記載する必要がありますので、マイナンバーカードを提示してください。

2. 町内で転居する場合

転居した日から14日以内に、窓口で転居届を提出してください。

※転居届出時は本人確認書類が必要です。マイナンバーカードをお持ちの方は最新の住所を記載する必要がありますので、マイナンバーカードを提示してください。

※正当な理由がなく届出を行わない場合、5万円以下の過料が課されることがあります。

問合　税務住民課　☎72－1172

令和8年度の町税の納め方について

令和７年６月にホームページおよび納税通知書に同封してお知らせしておりました、令和８年度からの町税の納め方【「集合徴収方式」から「単税徴収方式」へ変更】について、予定しておりました自治体システムの標準化が延期となったため、町税の納め方の変更時期につきましても、あわせて延期することとなりました。そのため、令和8年度は令和7年度以前と同様の「集合徴収方式」となります。

「単税徴収方式」でご準備されていた方々にはご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いします。

■集合徴収方式　→「町・県民税」「固定資産税」「国民健康保険税」をまとめて納付するもの

■単税徴収方式　→「町・県民税」「固定資産税」「国民健康保険税」を税目ごとに納付するもの

令和8年度も引き続き次の納付方法となります。

納付月

税目	納付回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
集合徴収 町・県民税 固定資産税 国民健康保険税	10回			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

送付物

税目	送付するもの	送付時期
集合徴収 町・県民税 固定資産税 国民健康保険税	納税通知書 ＋ 納付書１枚（全期前納用） ＋ 納付書10枚（期別納付用）	６月中旬

◎納付は集合徴収方式から単税徴収方式へ移行後も便利な『口座振替』を是非ご利用ください。

◎「単税徴収方式」への移行時期につきましてはホームページや広報で改めてお知らせします。

問合　税務住民課　☎72－1128

町営住宅の入居者を募集します

受付期間・場所　3月30日（月）まで（土日祝日を除く）の「午前8時30分～午後5時まで」
建設課または各支所地域振興係

抽　選　会　4月10日（金）午前10時（時間厳守）役場本庁　（必ず印鑑を持参のうえ出席）

入居資格（全住宅共通）①住宅に困窮していること(※持ち家を有している方は、申込できません)
②町税などを滞納していないこと③申込者および同居しようとする親族が暴力団員でないこと④入居者全員の月額の所得（所得金額から扶養等控除した額を12か月で除した額）が基準の金額を超えないこと　※月額の所得の金額については、下表入居資格（ア）のとおりです。

申込時提出書類（全住宅共通）①入居申込書兼同意書　②住民票（入居者全員）　③所得証明書（入居者全員。無職であっても提出）　④税の滞納がない証明書（納税義務者全員）

※入居者全員がマイナンバーカードをお持ちであれば、②住民票・③所得証明書の提出を省略することができます。

	団地名、場所、建設年度、間取り、家賃(月額)等	入居資格
町営住宅	■今団地(今)1戸 昭和61年度建設　3DK 家賃13,400円～26,300円 共益費なし・駐車場代なし	(ア) 同居しようとする親族があり基準の所得を超えないこと（ただし、月額の所得が、一般世帯は 158,000 円以下、高齢者・障がい者・小学校に入るまでの子どもがいる世帯などは 214,000 円以下であること）。 (イ) 単身入居の場合は、60 歳以上の方、障がい者、生活保護者など。
特定公共賃貸住宅	■大久保団地(菅尾)2戸 平成13年度建設　3LDK 家賃38,000円 共益費あり・駐車場代あり	(ア) 月額の所得が 158,000 円以上 259,000 円（居住の安定を図る必要があると町長が認める者については、487,000 円）以下であること。 (イ) 同居しようとする親族があること。 (ウ) 町内に住所または勤務場所もしくは事業場を有する者。

空室の入居促進を図るために、応募者がなかった住宅については、入居者が決まるまで毎月募集を行います。詳細につきましては、町ホームページまたは建設課までお問合せください。

問合　建設課　☎72－1145

令和8年経済センサス-活動調査の実施について

総務省と経済産業省は、令和８年6月1日現在で、「令和８年経済センサス - 活動調査」を実施します。全国のすべての事業所および企業が対象になります。

小規模な事業所や個人経営の事業所へは、**4月にインターネット回答用の調査書類が郵送されますので、ぜひインターネットでご回答をお願いします。**インターネット未回答の事業所や新たに把握した事業所には、5月に都道府県知事が任命する調査員がお伺いして紙の調査票を配布します。インターネットでご回答いただくか、記入した紙の調査票を調査員に提出してください。

皆様の調査へのご理解・ご回答をよろしくお願いします。

問合　企画政策課　☎72－1214